資　料　2

病児保育施設利用助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、会員の子が病児保育施設を利用した際の費用を助成することにより、安心して働き続けられる就労環境づくりと子育て支援の充実を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　対象者は、病児保育施設を利用した子をもつ会員とする。

（助成内容）

第３条　助成内容は、次のとおりとする。

⑴助成日数　　会員１人あたり、年度内５日までとする。

⑵助成金額　　病児保育利用額の実費とし、１日あたり３，０００円を上限とする。ただし、自治体等からの補助を利用した場合は、その金額を控除した金額とする。

（請求）

第４条　会員は、所定の様式に利用した病児保育施設の領収書を添付し、所属長の証明を受けて理事長に提出するものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。